

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例

(平成25年2月28日 条例第2号)

改正 平成30年3月23日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、千代田区議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平30条例18・一改)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、千代田区議会の会派に関する規程（平成13年議会議長訓令第2号）第2条に定める会派（以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額15万円を乗じて得た額を各会計年度の四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、交付月の10日（その日が千代田区の休日を定める条例（平成元年千代田区条例第1号）第1条第1項に定める千代田区（以下「区」とい

う。)の休日に当たる場合は、その直後の区の休日でない日)に交付する。

6 議長は、議員の一般選挙後、新たに会派が結成されたときは、第3項の規定にかかわらず、任期の始まる月の属する四半期分の政務活動費について月割りで交付するものとする。この場合において、任期の始まる月の政務活動費については、第1項の規定にかかわらず、申請日における所属議員数を基準として交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 一の四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、議長は当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が一の四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 経理責任者は、当該会派の政務活動費を管理し、その収支を常に明らかにしなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、各四半期が終了する月の翌月末までに、領収書等の原本及び会計帳簿の写しを添付した各四半期の政務活

動費に係る収入及び支出の報告書（別記第1号様式。以下「中間収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。ただし、第4四半期については、当該四半期の属する年度の翌年度4月20日までに提出するものとする。

2 会派の代表者は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（別記第2号様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

3 議員の任期が満了したとき又は政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、会派の代表者であった者は、任期満了日又は解散した日の属する四半期中に係る中間収支報告書及び収支報告書を、議員の任期が満了した場合にあっては任期満了日の属する月の翌月20日までに、会派が解散した場合にあっては解散の日から20日以内に、議長（議長が選出されていない場合は、区議会事務局長）に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 議長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

（収支報告書等の保存）

第9条 議長は、第7条の規定により提出された中間収支報告書及び収支報告書を千代田区議会事務局処務規程（平成12年議会議長訓令第3号）に基づき保存しなければならない。

（平30条例18・一改）

（議長及び議員の責務と透明性の確保）

第10条 議長は、この条例に定める政務活動費が適正に執行され、議員の政務活動の実態に即したものとなるよう、常に本制度の改善に努めるとともに、第7条の規定により提出された中間収支報告書及び収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に努めなければならない。

- 2 議長は、少なくとも3年に1回、政務活動費の交付額を見直さなければならない。
- 3 議長は、前項の見直しをするときは、別に定める方法により意見聴取等を行った上で、議会運営委員会に諮り決定しなければならない。
- 4 議長は、前項の決定をした場合において、千代田区長に対して、決定した内容を書面により通知しなければならない。
- 5 議員は、この条例により会派に交付される政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保に努めなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
(千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例の廃止)
- 2 千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例（平成 13 年千代田区条例第 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査研究費については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 18 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	使 途 内 容	使途禁止事項
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費	家族の雇用
会議費	政務活動のために必要な、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）又は自らが主催する会議の会場に係る経費	政党のパーティー又は飲食を主目的とした会議
視察・研修費	視察、研修会又は報告会に係る経費（講師又は協力者への謝礼を含む。）	所属政党の研修会又は大会
通信費	1 会派に関するもの 固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費 2 議員に関するもの 2回線以上保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている1回線に係る経費及びインターネットに係る経費	
交通費	タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃、航空運賃等の移動に係る経費	自家用車のガソリン代、有料道路利用料又は駐車料金
印刷費	政務活動報告書その他政務活動に必要な資料の複写又は印刷に係る経費	
消耗品費	文房具、コピー用紙、インク、トナー、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録媒体をいう。以下同じ。）等の消耗する物品に係る経費	
備品費	パソコン、プリンター、ファクシミリ、カメラ、事務機器等で1物品が100,000円以上のものの購入に係る経費	
図書・資料費	新聞、書籍、資料、電磁的記録媒体等の購入に係る経費	所属政党が発行する新聞
レンタル・リース費	レンタル又はリース契約により物品を一定期間賃借するための経費	日常的に使用する自動車、バイク等
課題別経費	会派が個々具体的な課題解決に向け調査し、又は研究するための経費（この表に規定する費目及び使途内容に基づく経費に限る。）	
他の項目に属さない経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費	

(平30条例18・一改)

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名

代表者

印

政務活動費中間収支報告について

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定に基づき、 月
から 月までの中間収支について、下記のとおり報告します。

記

1 中間収支報告書 別紙のとおり

別記第2号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

千代田区議会議長 殿

会派名
代表者 印

年度政務活動費収支報告について

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例第7条に基づき、下記のとおり年度政務活動費の収支を報告します。

記

1 年間収支

- (1) 交付額
- (2) 執行額
- (3) 不用額

2 期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 政務活動費収支報告書 別紙のとおり

